

原因調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断した案件

| No. | 管理番号 事故発生日/報告受理日 | 製品名 | 機種・型式 | 事業者名 | 事故内容 | 判断理由 | 備考 |
|-----|---|----------------|-----------------------|------------------|---|--|----|
| 1 | A202201099 令和5年3月11日(静岡県) 令和5年3月28日 | ルーター(パソコン周辺機器) | Aterm WH862A/O(CT) | NECプラットフォームズ株式会社 | (火災) 工場で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | ○当該製品は工場の事務所に設置されており、事故発生時に工場は無人で稼働しておらず、工場及び隣の住宅が全焼した。 ○事故発生現場で焼損物を確認した結果、他社製ACアダプター及び延長コードが確認できたが、当該製品の本体及び付属されるACアダプターは確認できなかった。 ○他社製ACアダプター及び延長コードに溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 | |
| 2 | A202201104 令和5年3月16日(東京都) 令和5年3月30日 | ヘアドライヤー | BI13 | テスコム電機株式会社 | (火災) 宿泊施設で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 | ○使用者が当該製品を使用していたところ、グリップ部分が急激に熱くなつたため床面に放り投げた。その後、ベッドのマットレス上と側面から煙が上がっているのを発見したとの申出内容であった。 ○当該製品の外観は、グリップ部に著しい焼損が認められ、本体部は汚損及び溶融が認められたものの原形をとどめていた。 ○グリップ内部のメインスイッチは、可動接点端子が焼失し、固定接点端子の一部に溶融箇所が認められた。 ○ノイズ除去用コンデンサーは焼失し確認できなかった。 ○本体内部のヒーター、モーターには焼損は認められず、出火の痕跡等の異常は認められなかった。 ○電源コードはグリップ側のブッシュ部分に溶融が認められたが、断線等の異常は認められなかった。 ●当該製品は、グリップ部の焼損が著しく、当該箇所からの出火の可能性が考えられるものの、確認できない電気部品があり、事故発生時の詳細な状況も不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 | |
| 3 | A202300010 令和4年4月3日(福島県) 令和5年4月5日 | 電気ポンプ(井戸用) | N3-405SHN | 株式会社川本製作所 | (火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | ○当該製品は全体的に焼損が著しく、ポンプカバー等の樹脂部品が焼失し内部が露出していた。 ○モーターはケーシングのコンデンサー取付部付近に溶融が認められ、コンデンサーは焼失して確認できなかった。 ○基板は焼損が著しく電気部品が脱落しており、銅箔パターンが焼失し、一部が欠損していた。 ○モーター巻線、ヒーター等の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の焼損が著しく、確認できない部品があつたことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 | |

| No. | 管理番号 事故発生日/報告受理日 | 製品名 | 機種・型式 | 事業者名 | 事故内容 | 判断理由 | 備考 |
|-----|---|-------------|-------------|--|--|--|----|
| 4 | A202300022 令和5年3月24日(東京都) 令和5年4月10日 | 電気冷蔵庫(ワイン用) | CS52DX | ドメティック株式会社 | (火災) 当該製品及び周辺を 焼損する火災が発生 した。 | ○当該製品は外観上、左側面外郭及び天面の背面側が著しく焼損していた。 ○庫内に著しい焼損は認められず、電源スイッチ、庫内温度を設定するコントロールパネル部分に焼損は認められなかつたが、製品内部の背面側に配置されていた冷媒管の一部が腐食して腐食部の中心には穴空きが生じてい た。 ○冷媒管の穴空き部近傍では、内部配線の1本が断線し、断線部近傍の芯線表面に緑青が生じていたが、断線部 の状態は確認できなかつた。 ○電源回路部に出火の痕跡は認められなかつた。 ○電源コードは1か所で断線し、断線部周辺の絶縁被覆が焼損して溶融痕が生じていたが、その他の部位には絶縁 被覆の焼損等の異常は認められなかつた。 ○当該製品は詳細の確認ができず、設置状況も不明であつた。 ●当該製品の内部又は電源コードから出火したものと推定されるが、当該製品は詳細が確認できず、詳細な使用状 況も不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかつた。 | |
| 5 | A202300045 令和5年4月3日(福岡県) 令和5年4月19日 | 電気温水器 | SM837D-C150 | 九州変圧器株式会社 (現 株式会社キューヘン) | (火災) 当該製品及び周辺を 焼損する火災が発生 した。 | ○当該製品は、事故発生の約2か月前に湯が沸かなかつたため、販売店が確認すると内蔵の漏電遮断器が動作し ていたが、販売店は動作した原因を特定しないまま漏電遮断器を復帰させたため、使用者は使用を継続した。 ○当該製品は外観上、正面の下側を中心に焼損していた。 ○焼損部においては、電源線の絶縁被覆や断熱材等が焼損しており、電源線の芯線の一部に溶融痕が認められ た。 ○当該製品は、アース線が接続されていなかつた。 ○制御基板、ヒーター、端子台等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかつた。 ○当該製品は、製造時期から約27年経過していた。 ●当該製品は、電源線の絶縁被覆が劣化して異極間で短絡が発生し、出火したものと推定されるが、焼損が著しく、 事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかつた。 | |
| 6 | A202300128 令和5年4月30日(埼玉県) 令和5年5月16日 | 電気マット | 32595 | 株式会社ワールド ジェイピー(現 SEVEN BEAUTY株式 会社) | (火災) 店舗で当該製品及び 周辺を焼損する火災 が発生した。 | ○当該製品は、電源オフタイマー機能付きで5段階の温度調整が可能な電気マットで、施術用のマッサージベッドの 上等に敷いて使用するものである。 ○当該製品は、エステサロンで使用されており、下からウレタンマット、当該製品、シーツ、タオルの順で木製施術台 の上に敷かれていた。 ○事故発生前日、当該製品を使用した後、電源プラグをコンセントから抜かずに営業を終了した。 ○当該製品は、マット部分が全体的に焼損し、ヒーター線が露出していた。 ○マット本体と電源コードを接続しているコネクター部は樹脂製外郭が焼失し、ソケット端子金具が確認できなかつ た。 ○ヒーター線、電源コード等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかつたが、コントローラー基板上の電流 ヒューズが切れていた。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかつたが、焼損が著しく、確認できない部品があつたこ とから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかつた。 | |

| No. | 管理番号 事故発生日/報告受理日 | 製品名 | 機種・型式 | 事業者名 | 事故内容 | 判断理由 | 備考 |
|-----|---|----------------------------|--------------------------------|---------------------------------------|--|---|----|
| 7 | A202300187 令和5年5月18日(千葉県) 令和5年6月6日 | 布団乾燥機 | FK-L2 | 三洋電機株式会社 | (火災) 当該製品を使用中、異音がしたため確認すると、当該製品の電源プラグ部及び周辺を焼損する火災が発生していた。 | ○当該製品は、電源プラグのコードプロテクター付け根部分の樹脂が焼損しており、本体に出火の痕跡は認められなかった。 ○電源プラグは両極の栓刃が変形しており、片極の栓刃はカシメ端部で芯線が断線し、断線部に溶融痕が認められたが、もう一方の栓刃はカシメ端部に芯線の断線は認められなかった。 ○本体内部の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○取扱説明書には、「電源コードを無理に曲げたり、引っ張ったり、ねじったりしない。火災、感電の原因になる。」旨、記載されている。 ●当該製品は、電源プラグに外力が繰り返し加わったため、栓刃のカシメ部で芯線が断線し、異常発熱して焼損したものと推定されるが、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 | |
| 8 | A202300222 令和5年5月23日(東京都) 令和5年6月19日 | IHC調理器 | IHC-B111 | アイリスオーヤマ株式会社 | (火災) 当該製品の上に置いていた他社製のIH調理器を使用後、異音がしたため確認すると、当該製品から発煙し、当該製品を溶融する火災が発生していた。 | ○事故発生時、故障していたビルトイン型の当該製品の上に重ね置きした状態の他社製IH調理器を使用し、30分後、当該製品から出火したとの申出内容であった。 ○当該製品は、底面の樹脂製外郭の一部に焼損による穴空きが認められ、吸気口には溶融、炭化した樹脂部材が付着していた。 ○当該製品の内部は冷却ファンが著しく焼損していたほか、加熱コイルの一部及び共振用コンデンサーが焼損していた。 ○電流ヒューズ及び温度ヒューズは切れておらず、電源コード、制御基板上のその他の電気部品及び当該製品の上に重ね置きして使用されていた他社製IH調理器に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品内部には小動物(ゴキブリ)の死骸が認められた。 ○当該製品は事故発生の4年前から故障により使用できない状態であったが、電源は接続された状態であり、故障状態の詳細及び原因是不明であった。 ○取扱説明書には、「異常の際は、直ちに使用を中止し、電源スイッチとブレーカーを切り、点検、修理を依頼する。発煙、発火、感電のおそれがある。」、「トッププレートの上で他のIH調理器を使わない。故障の原因となる。」旨、記載されている。 ●当該製品から出火したものと推定されるが、事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 | |
| 9 | A202300392 令和5年7月26日(埼玉県) 令和5年8月3日 | バッテリー(リチウムイオン、 ファン付衣類用) | AC260(京セラインダストリアルツールズ株式会社ブランド) | 株式会社トーメンデバイス(京セラインダストリアルツールズ株式会社ブランド) | (火災) 当該製品を充電中、異音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。 | ○当該製品は、基板の搭載側である操作部と反対側の樹脂製外郭が著しく焼損していた。 ○内蔵のリチウムイオン電池セル5個のうち、操作部側から4番目と5番目の電池セル2個が著しく焼損し、内部の電極体は著しく焼損していた。 ○その他の電池セル、基板に出火の痕跡は認められなかった。 ○5個の電池セルの外装缶にへこみは認められなかった。 ○当該製品に接続されていた充電器の出力電圧に異常は認められなかった。 ●当該製品は、内蔵のリチウムイオン電池セルが異常発熱し、出火したものと推定されるが、焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 | |

| No. | 管理番号 事故発生日/報告受理日 | 製品名 | 機種・型式 | 事業者名 | 事故内容 | 判断理由 | 備考 |
|-----|---|-------------------|--|------------------------------------|--|---|----|
| 10 | A202300395 令和5年6月9日(兵庫県) 令和5年8月4日 | 自転車 | 2020 NICASIO SE ASAHI LIMITED MAT.BLACK(株式会社あさひブランド) | 株式会社MARIN BIKES JAPAN(株式会社あさひブランド) | (重傷1名) 当該製品で走行中、前かごを支えるステーが破損し、前輪に巻き込まれ、転倒し、負傷した。 | <ul style="list-style-type: none"> ○使用者によれば、当該製品に乗車して走行中、前かごのステーが破断したことで前かごが前方に垂れ下がり、前輪がロックしたことで転倒して負傷したことであった。 ○ステーの破断面を電子顕微鏡で観察したところ、異物や空洞など亀裂の起点になりうる欠陥は認められなかつたが、破断面の下部に疲労破壊特有のストライエーションが認められ、上部に延性破壊特有のディンプルが認められたことから、下部を起点として上方に亀裂が進展したものと推察された。 ○ステーは、前かごとの接続用長孔がホーク側端部で破断していた。 ○ステーが下方に変形しているため、前かごから過大な荷重を受けていたものと考えられた。 ○使用者によれば、当該製品は、購入後3か月で前かごとステーを固定するボルトが緩んだため、販売店で固定ボルトの交換と締めを行ったとのことであった。 ○当該製品は、前ホークとステーを固定する際、ワッシャーが使用されていなかったため、前ホークとの固定穴の表面と裏面には締め付けによる陥没痕が認められ、固定ボルトのねじ山が潰れていた。 ○当該製品と同等品で強度に相当するステーのピッカース硬度を測定したところ、差は認められなかつた。 ○当該型式品は、ステーを含めた前かごの耐久性がISO規格を満たしていた。 ●当該製品は、前かごからの過大な荷重によってステーに亀裂が生じ、走行中の振動で亀裂が進展して破断に至つたものと推定されるが、使用履歴や組立状態等詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかつた。 | |
| 11 | A202300574 令和5年8月18日(高知県) 令和5年9月28日 | 電気掃除機(充電式、ステイツク型) | PV-BHL2000J | 日立グローバルライフソリューションズ株式会社 | (火災、軽傷1名) 当該製品を充電中、異音がしたため確認すると、当該製品及び建物を全焼する火災が発生しており、1名が軽傷を負った。 | <ul style="list-style-type: none"> ○使用者は、当該製品本体内蔵のバッテリーにACアダプターを接続して充電状態で放置し、2~3日後に当該製品を放置していた部屋から異音がしたため確認すると煙が充满していたとの申出内容であった。 ○バッテリーは、樹脂製外郭が焼失していたが、リチウムイオン電池セル5個と制御基板は形状を保って残存し、接続タブに火災の痕跡は認められなかつた。 ○リチウムイオン電池セル5個のうち、1個に正極側封口部が開裂してガスが噴出した痕跡が認められた。 ○制御基板は、電気部品の脱離や銅箔パターンのはく離が認められたが、溶融痕等の出火の痕跡は認められなかつた。 ○当該製品本体及びACアダプターは、焼損が著しく確認できなかつた。 ●当該製品は、バッテリー内のリチウムイオン電池セルが異常発熱して焼損した可能性が考えられるが、焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかつた。 | |
| 12 | A202300584 令和5年8月9日(埼玉県) 令和5年10月2日 | 水槽用サーモスタット | ICサーモスタット SX-003(ジェックス株式会社ブランド) | 株式会社デュプラス(ジェックス株式会社ブランド) | (火災) 事務所で当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を溶融する火災が発生した。 | <ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は本体部分の焼損が著しく、樹脂製外郭の大部分が焼失していた。 ○基板は、電源コードとのはんだ付け部周辺の焼損が著しく、周辺基材の欠損及び銅箔パターンの溶融が認められた。 ○本体内部の配線類は被覆が溶融し、電源コードは基板から脱落して両極の先端にそれぞれ溶融痕が認められ、ヒーター接続用コンセントの電源線の片極の中間部にも電源コードの溶融痕の付近で溶融痕が認められた。 ○電源プラグ等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかつた。 ●当該製品は、本体内部に水分が浸入した影響により、基板上の電源コードはんだ付け部周辺でトラッキング現象が生じ、基板が焼損した可能性が考えられるが、詳細な使用状況等が不明であり、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかつた。 | |

| No. | 管理番号 事故発生日/報告受理日 | 製品名 | 機種・型式 | 事業者名 | 事故内容 | 判断理由 | 備考 |
|-----|---|-------------|------------------|------------|---|--|----|
| 13 | A202300646 令和5年10月2日(沖縄県) 令和5年10月25日 | リチウム電池内蔵充電器 | BPD005btBK | ベルキン株式会社 | (火災) 当該製品を充電中、異音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。 | ○当該製品は収納ボックスの上で充電中であった。 ○当該製品は、樹脂製外郭が嵌合部から二つに分離しており、内部の2個のリチウムイオン電池セルは著しく焼損し、製品基板等の電気部品が露出した状態であった。 ○2個のリチウムイオン電池セルに電極体の著しい焼損が認められた。 ○内部の基板に欠損等ではなく、出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、内蔵のリチウムイオン電池セルが異常発熱し出火したものと推定されるが、電池セルの焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 | |
| 14 | A202300721 令和5年11月13日(千葉県) 令和5年11月21日 | リチウム電池内蔵充電器 | SMARTCOBYPRO-30W | 株式会社CIO | (火災) 当該製品をバッグに入れ、歩行中、当該製品から出火する火災が発生した。 | ○当該製品をバッグ内に入れて持ち歩いていたところ、バッグから出火した。 ○当該製品は著しく焼損し樹脂製外郭が焼失していた。 ○内蔵の円筒形リチウムイオン電池セル2個は著しく焼損して、外装缶に穴空き、開裂が認められた他、電極体の大部分が焼失していた。 ○制御基板は著しく焼損して、多数の電子部品が脱落していたが、基材に穴空き等の出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の内部配線は欠損しており、確認できなかった。 ○事故発生時、当該製品にスマートフォン等の機器は接続されておらず、バッグに入っていた他の所持品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、内蔵のリチウムイオン電池セルが異常発熱し、出火したと推定されるが、焼損が著しく、事故発生前の詳細な使用状況等が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 | |
| 15 | A202300723 令和5年10月31日(福岡県) 令和5年11月21日 | コンセント | WTF1502WK | パナソニック株式会社 | (火災) 病院で当該製品に電気製品を接続して使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 | ○当該製品の上下差込口のうち、下段に消費電力400Wの電熱器具を接続して使用していたところ、使用していない上段の差込口周辺から発煙して焼損した。 ○当該製品には、屋内配線4本が連結端子で接続されており、送り配線で使用されていたが、送り配線の詳細や送り先での接続器具等は不明であった。 ○焼損部の連結端子の錠ばねに熱変色や溶融欠損が認められた。 ○焼損した端子板の屋内配線接続部に肉厚減少及び欠損が認められた。 ●当該製品は、連結端子の屋内配線接続部で接触不良により異常発熱が発生し出火したものと推定されるが、事故発生時の詳細な状況等が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 | |

| No. | 管理番号 事故発生日/報告受理日 | 製品名 | 機種・型式 | 事業者名 | 事故内容 | 判断理由 | 備考 |
|-----|--|-------------|---------------|-------------|--|--|----|
| 16 | A202300728 令和5年9月14日(東京都) 令和5年11月22日 | リチウム電池内蔵充電器 | GH-BTPA100-WH | 株式会社グリーンハウス | (火災) 駐車場で車両内に置いていた当該製品の周辺を溶融する火災が発生した。 | ○日中、屋根のない駐車場の車の中に何も接続せずに置いていた当該製品から煙が出ているのを通行人が発見した。 ○使用者は、当該製品を何度か落下させたことがあるとの申出内容であった。 ○当該製品は、使用者が廃棄したため、確認できなかった。 ●当該製品の確認ができず、事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 | |
| 17 | A202300737 令和5年11月3日(長崎県) 令和5年11月24日 | リチウム電池内蔵充電器 | mp036 | 株式会社プラタ | (火災、重傷1名) 当該製品が破裂し、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。 | ○事故発生時、当該製品はソファーの上に置かれており、充電も使用もされていない状態であった。 ○当該製品は樹脂製外郭ケースに焼損や溶融変形が認められ、内部の電池セルが膨張していた。 ○電池セル内の電極体は著しく焼損し、正極アルミ箔が焼損、焼失しており、負極銅箔は特に外周部において著しい焼損が認められた。 ○制御基板に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、内蔵のリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火したものと推定されるが、電池セルの焼損が著しく、詳細な使用状況等も不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 | |
| 18 | A202300740 令和5年11月8日(宮城県) 令和5年11月27日 | 電気洗濯機 | NA-F50B13 | パナソニック株式会社 | (火災) 病院で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 | ○当該製品は、背面下部の樹脂製外郭の一部が焼損していた。 ○焼損部では、内部配線を固定している結束バンドが焼失していた他、近傍の芯線の一部が断線し、溶融痕が認められた。 ○当該製品は毎日3~5回程度使用しており、たまに脱水中に衣類の片寄りによるエラーで運転が停止することがあった。 ○当該製品の底部に何らかの小動物の毛の付着が認められた。 ●当該製品は、内部配線が断線して出火したものと推定されるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 | |

| No. | 管理番号 事故発生日/報告受理日 | 製品名 | 機種・型式 | 事業者名 | 事故内容 | 判断理由 | 備考 |
|-----|---|--------------|------------|-----------|---|---|----|
| 19 | A202300748 令和5年11月24日(東京都) 令和5年11月28日 | 加湿器(スチーム式) | SFH-12 | 株式会社ナカトミ | (火災) 事務所で当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品内部を焼損する火災が発生していた。 | ○当該製品は、スチームファン式の加湿器であり、給水タンクの水がなくなった際、空だき防止用フロートスイッチで検知し、自動停止する機能を有している。 ○当該製品の外観に焼損等の異常は認められなかった。 ○製品内部の2個の蒸発皿のうち、片方の蒸発皿の裏底に取り付けられているサーモスタッフに焼損が認められた。 ○焼損したサーモスタッフ近傍の温度ヒューズは切れていなかった。 ○製品内部のサーモスタッフ、ファンモーター等にほこりが付着していた。 ○空だき防止用フロートスイッチに異常は認められず、正常に動作した。 ○ヒーター、基板等、その他の電気部品に焼損等の異常は認められなかった。 ●当該製品は、サーモスタッフが異常発熱し、焼損したものと推定されるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 | |
| 20 | A202300763 令和5年10月29日(愛知県) 令和5年12月1日 | 圧力鍋 | H-5042 | パール金属株式会社 | (重傷1名) 当該製品で調理中、異音とともに蒸気が噴出、落下し、火傷を負った。 | ○当該製品の安全機能として、圧力調整おもりが機能せず内部が異常な圧力となった場合、安全バルブから蒸気が噴出し、さらに当該バルブが機能しなかった場合には蓋の縁に設けられている安全窓から蓋内部の縁にあるパッキンの一部が飛び出して蒸気を噴出する構造である。 ○当該製品で調理中、突然、爆発音とともにあたりが真っ白になり、蒸気が体に当たって火傷を負ったとの申出内容であった。 ○当該製品の外観に変形及び破損は認められなかつたが、圧力調整おもり及び蒸気口パッキンは回収できず、確認できなかつた。 ○当該製品の蒸気穴の寸法及び形状に異常は認められなかつた。 ○当該製品を用いて圧力調整おもりが機能しないようにして安全バルブの動作確認をしたところ、作動圧は仕様の範囲内であった。 ○当該製品を用いて圧力調整おもり及び安全バルブが機能しないようにして安全窓の動作確認をしたところ、作動圧は仕様の範囲内であった。 ●当該製品は、残存する部品に異常は認められなかつたが、事故発生時の詳細な状況が不明であり、確認できない部品があつたことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかつた。 | |
| 21 | A202300764 令和5年11月21日(福岡県) 令和5年12月1日 | 温水式浴室換気乾燥暖房機 | FD3515F1MU | 株式会社ハーマン | (火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | ○家人が帰宅した際、火災に気がつき、消防へ通報した。 ○当該製品の焼損は著しく、樹脂製外郭のほとんどが焼失していた。 ○電装箱内のメイン基板は、換気ファン駆動回路部の一部に基材の穴空き、銅箔パターンの焼失が認められた。 ○サブ基板、循環用ファンモーター、排気用ファンモーター、内部配線等の電気部品に出火の痕跡は認められなかつた。 ○事故発生の約6か月前からミストサウナ機能と暖房機能が作動せず、また、換気運転はスイッチを押しても運転が止まらない状態であったが、使用者はそのまま放置していた。 ●当該製品は、電装箱内部の基板から出火した可能性が考えられるが、事故発生時の詳細な状況が不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかつた。 | |

| No. | 管理番号 事故発生日/報告受理日 | 製品名 | 機種・型式 | 事業者名 | 事故内容 | 判断理由 | 備考 |
|-----|---|-----------------|---------------------------|-----------|--|--|----|
| 22 | A202300770 令和5年9月16日(千葉県) 令和5年12月4日 | 電気掃除機(充電式、モップ型) | EI-70266 | マリン商事株式会社 | (火災) 当該製品を他社製のACアダプターに接続して充電中、異音がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。 | ○当該製品は、事故発生時、出力電圧が付属品の定格値の約3倍である他社製ACアダプターを使用して充電されていた。 ○当該製品はバッテリー収納部付近が焼損し、内蔵のリチウムイオン電池セル2個は著しく焼損していた。 ○制御基板に焼損は認められなかったが、基板上の充放電制御用の電界効果トランジスター(FET)の詳細は確認できなかった。 ○当該製品の充電用端子は、汎用的なDCジャックであった。 ○同等品を事故発生時に接続されていた他社製ACアダプターの出力電圧と同じ電圧で充電したところ、充電は停止したが充電中を表示する赤LEDは点灯し、充電停止後から充放電制御用FETにはFETの最大定格値を超過する電圧が印加された。 ○取扱説明書には、「付属のACアダプターを必ず使用する。他のACアダプターを接続すると火災や故障の原因となる。」、「充電が完了すると充電ランプが消える。」旨、記載されている。 ●当該製品は、出力電圧が高い他社製ACアダプターを接続して充電したため、リチウムイオン電池セルが過充電状態となって異常発熱し、出火したものと推定されるが、部品の詳細を確認できず、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 | |
| 23 | A202300790 令和5年11月18日(北海道) 令和5年12月8日 | 延長コード | 不明 | 株式会社オーム電機 | (火災) 店舗で当該製品に他社製の延長コードを接続して使用中、異音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。 | ○事故発生時、壁際から異音がし確認すると、当該製品のコードコネクターボディと他社製延長コードの電源プラグから炎と煙が出ていた。 ○コードコネクターボディは焼損が著しく、片側の刃受金具は確認できなかった。 ○残存する刃受金具側に接続されていた他社製延長コードの栓刃は焼損しているものの変形は認められず、確認できない刃受金具側に接続されていた栓刃は、受熱により変形していたが、溶融痕は認められなかった。 ○残存する刃受金具に変形は認められなかったが、電源コードの接続部分が溶融し、電源コード先端は屈曲し一部に溶融痕が認められた。 ○確認できない刃受金具側の電源コードは断線し、先端に溶融痕が認められた。 ○コードコネクターボディの焼損した樹脂部分は、炭化していた。 ●当該製品は、片側の刃受金具付近で異常発熱し、コードコネクターボディ内部の絶縁樹脂が炭化したことと絶縁性能が低下し、異極間短絡して出火したものと推定されるが、当該刃受金具が確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 | |
| 24 | A202300805 令和5年11月13日(静岡県) 令和5年12月15日 | ノートパソコン | HP EliteBook x360 1030 G3 | 株式会社日本HP | (火災) 車両内で当該製品をシガーソケットに接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | ○当該製品は、背面の樹脂製外郭が内蔵バッテリーのリチウムポリマー電池セルの形状に沿って著しく焼損していた。 ○バッテリーは、外装フィルムの約半分が焼失し、内部の電池セル4個のうち、2個が焼損して露出していた。 ○露出していた電池セル2個は、アルミラミネートフィルムの一部が焼失し、内部電極体はどちらも著しく焼損していた。 ○バッテリーの充放電保護基板、本体内部の基板等の電気部品は、大部分が焼損しておらず、出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品は、車のシガーソケットから他社製のDC/ACコンバーターを介して当該製品付属のACアダプターを使用して充電されており、ACアダプターは、ケーブルの一部が本体に溶着して焼損していたが、断線や溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、バッテリー内のリチウムポリマー電池セルが異常発熱し、焼損したものと推定されるが、電池セルの焼損が著しく、詳細な使用状況等が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 | |

| No. | 管理番号 事故発生日/報告受理日 | 製品名 | 機種・型式 | 事業者名 | 事故内容 | 判断理由 | 備考 |
|-----|---|---------|-----------|------------|---|--|-------------------|
| 25 | A202300806 令和5年11月19日(東京都) 令和5年12月15日 | 電気カーペット | LWC201F-C | 株式会社広電 | (火災) 当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。 | ○当該製品は、マットレス(ウレタン)の上に敷かれており、さらに当該製品の上にシーツ1枚と毛布2枚が掛けられて使用していた。 ○当該製品は、カーペット部の一部が焼損して穴が空き、ヒーター線が露出して断線していた。 ○コントローラー部に焼損等、出火の痕跡はなく、リレーの接点に溶着した痕跡は認められなかったが、温度ヒューズは切れていた。 ●当該製品は、ヒーター線が異常発熱して出火したものと推定されるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 | |
| 26 | A202300809 令和5年12月4日(大阪府) 令和5年12月19日 | IH調理器 | SIH-C224A | 三化工業株式会社 | (火災) 当該製品の上に置いていた他社製のIH調理器を焼損する火災が発生した。 | ○当該製品は、IHヒーターとラジエントヒーターを有する調理器であった。 ○当該製品は3年前からIHヒーター及びラジエントヒーターの電源が入らず、使えない状態であったため、使用者は2年前から、当該製品の上に他社製の1口のIH調理器を置き、調理を行っていた。 ○事故発生時、当該製品の上の他社製IH調理器及びその上に置かれていた樹脂製トレーから炎が上がっていた。 ○前面の操作部は焼け抜けており、操作基板は焼失していた。 ○IH用基板及びラジエント用基板は焼損していなかったが、搭載されていた電気部品の金属部が全体的に腐食していた。 ○IH用基板上の電流ヒューズが切れしており、ラジエント用基板はリレーの保護回路用ダイオードのリードが折損した状態であった。 ○他社製IH調理器は全体が焼損しており、電源入力部であるフィルター基板の焼損が著しかった。 ●当該製品は、ラジエントヒーターに通電してトッププレート上の他社製IH調理器が焼損した可能性が考えられるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 | (A202300811と同一事故) |
| 27 | A202300811 令和5年12月4日(大阪府) 令和5年12月19日 | IH調理器 | KZ-PH33 | パナソニック株式会社 | (火災) 当該製品を他社製のIH調理器の上に置いてコンセントに接続していたところ、当該製品を焼損する火災が発生した。 | ○当該製品は2年前より、他社製のビルトイン型IH調理器の上に置き、調理を行っていた。 ○事故発生時、当該製品及びその上に置かれていた樹脂製トレーから炎が上がっていた。 ○当該製品の外観は、トッププレートのガラス部だけ残存しており、ベースの樹脂部は焼失していた。 ○メイン基板は全体的に焼損し、操作基板は左半分が焼失していた。 ○フィルター基板は全体的に焼損しており、コンデンサーは著しく焼損していた。 ○メイン基板とフィルター基板間のリード線は、両基板から外れており、フィルター基板側の端部に溶融痕が認められた。 ○他社製のビルトイン型IH調理器は、3年前からIHヒーター及びラジエントヒーターが使えない状態であり、内部基板の腐食が著しく、ラジエント用基板においてリレーの保護回路用ダイオードのリードが折損していたため、電源を入れても通電しなかったが、事故発生時の動作状態については不明であった。 ●当該製品は、他社製IH調理器のラジエントヒーターからの熱により焼損した可能性が考えられるが、当該製品のフィルター基板の焼損が著しく、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 | (A202300809と同一事故) |

| No. | 管理番号 事故発生日/報告受理日 | 製品名 | 機種・型式 | 事業者名 | 事故内容 | 判断理由 | 備考 |
|-----|--|---------------|------------|------------------|---|--|----|
| 28 | A202300837 令和5年12月9日(埼玉県) 令和5年12月22日 | 水槽用ウォーターケーラー | TC-15 | 株式会社エムエム シー企画 | (火災) 当該製品を焼損する 火災が発生した。 | <ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、5年前に中古品として購入後、物置に保管されており、事故発生の3か月前から屋外ではあるが、屋根のあるインナーバルコニーに設置されていた。 ○当該製品は著しく焼損し、樹脂製外郭は一部を残して焼失していた。 ○表示基板及びメイン基板は著しく焼損し、両基板の下側に欠損が認められた。 ○内部配線は被覆が焼失し、芯線は複数箇所で断線又は溶断して電源回路のヒューズが切れていた。 ○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品は屋内に設置する仕様の製品であり、取扱説明書には、「外気に直接触れるところや0°C以下になるところに設置しない。」旨、記載されている。 ●当該製品は、内蔵の基板から出火した可能性が考えられるが、事故発生以前の詳細な使用状況等が不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 | |
| 29 | A202300860 令和5年12月20日(神奈川 県) 令和5年12月28日 | ヘアドライヤー | REP3D-G-JP | 株式会社リュミエリー ナ | (火災、軽傷1名) 当該製品を使用中、 当該製品の電源コード部を焼損する火災 が発生し、1名が火傷 を負った。 | <ul style="list-style-type: none"> ○使用者が床に座って股の下から電源コードを通し、当該製品を床に置いて両足に挟んで使用していたところ、本体側コードプロテクター付近から火が出た。 ○当該製品は外観上、電源コードの本体側コードプロテクター付近が焼損していたが、その他の箇所に焼損等の異常は認められなかった。 ○電源コードは、本体側コードプロテクター付近の芯線が断線していたが、その他の部位に著しいよじれ、屈曲等は認められなかった。 ○使用者は事故発生の1年ほど前から、床に座って当該製品を両足で挟むような使用をしており、また当該製品の電源コードを束ねたり、本体に巻き付けたりして保管していたこともあったが、それ以前の詳細な使用状況は不明であった。 ○取扱説明書には、「火災等の原因になるため、電源コードを傷つけたり、無理に曲げたり、引っ張らない。」、「火災の原因になるため、電源コードを束ねたり、本体に電源コードを巻き付けて収納しない。」旨、記載されている。 ●当該製品は、電源コードの本体側コードプロテクター付近に外力が繰り返し加わったため、芯線が断線し、異常発熱してスパークが発生した可能性が考えられるが、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 | |
| 30 | A202300864 令和5年11月9日(埼玉県) 令和6年1月4日 | 脚立(アルミニウム合金製) | DRSW-1200c | 長谷川工業株式会社 | (重傷1名) 当該製品を使用中、 バランスを崩し、転倒、手首を負傷した。 | <ul style="list-style-type: none"> ○自宅ガレージで当該製品の脚部を縮めた状態で使用していたところ、バランスを崩して転倒し、手首を骨折したとの使用者の申出内容であった。 ○当該製品の片側のロックに遊びがあり、かなりぐらつきがあったとの使用者の申出内容であった。 ○当該製品は、脚部の伸縮が可能なアルミニウム合金製の脚立であった。 ○当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明であった。 ○取扱説明書には、「全ての伸縮脚を確実にロックする。ロックされていないと伸縮脚が縮み、転倒や転落の恐れがある。」、「天板や踏ざんが水平になるように伸縮脚の長さを調節する。」、「ロック装置に緩みやがたつきがある場合、使用しないで廃棄する。」旨、記載されている。 ●当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 | |

| No. | 管理番号 事故発生日/報告受理日 | 製品名 | 機種・型式 | 事業者名 | 事故内容 | 判断理由 | 備考 |
|-----|---|---------------------|-------------|----------------------------------|---|--|----|
| 31 | A202300870 令和5年12月27日(山梨県) 令和6年1月9日 | リチウム電池内蔵充電器 | MPC-CC10000 | マクセル株式会社 (現 株式会社電響 社に事業承継) | (火災) 宿泊施設で当該製品を充電中、火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。 | ○当該製品に他社製ACアダプター及びUSBケーブル(事業者名、型式等不明)を接続して充電していたところ、充電開始から約4時間後に当該製品から発煙、出火した。 ○当該製品は外観上、樹脂製外郭に複数の穴空きが生じており、角に打痕が認められた。 ○リチウムイオン電池セルは著しく焼損し、正極アルミ箔及びセパレーターが焼失し、負極銅箔には欠損が認められた。 ○制御基板、事故発生時に当該製品に接続されていた他社製ACアダプター及びUSBケーブルに著しい焼損等の出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品に落下等の衝撃を与えたことはなかったとの使用者からの申出内容であった。 ●当該製品は、内蔵のリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火したものと推定されるが、電池セルの焼損は著しく、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 | |
| 32 | A202300914 令和6年1月6日(東京都) 令和6年1月22日 | 電気温風機(セラミックファンヒーター) | JCH-126D | アイリスオーヤマ株 式会社 | (火災) 事務所で当該製品を使用中、当該製品の電源コード部を焼損する火災が発生した。 | ○当該製品は店舗内事務室の床に置かれて使用されており、電源プラグは延長コードに接続されていた。 ○当該製品は、背面のコードプロテクタ一部で電源コードが断線しており、断線箇所に溶融痕が認められ、周囲にすが付着していた。 ○その他に外観上の異常は認められなかった。 ○電源プラグ及び本体内部のその他の電気部品に焼損等の異常は認められなかった。 ●当該製品は、電源コードの本体側コードプロテクタ一部に過度な外力が加わったことで、半断線しスパークが生じた可能性が考えられるが、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 | |
| 33 | A202300933 令和6年1月7日(神奈川県) 令和6年1月24日 | 電気こたつ | ステインS8060 | 株式会社ニトリ | (火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | ○使用者が当該製品の電源を入れたまま15分間程度、外出して戻ったところ、当該製品が出火していたとの申出内容であった。 ○当該製品は、ヒータユニットが取り付けられていた中天板のユニット両脇に穴が空き、著しく焼損していた。 ○電源コードの中間部に位置する中間スイッチは「入」の位置であった。 ○電源コードは、器具用プラグとつり下げ用コードフックの中間位置で断線し、断線部には溶融痕が認められたが、断線部位は通常の使用において外力が加わる位置ではなかった。 ○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかつたが、温度ヒューズなどを搭載していた基板の一部が欠損していた。 ○取扱説明書に、「使用しないときは電源を切り、電源プラグをコンセントから抜く。火災や感電、けがの原因となる。」旨、記載されていた。 ●当該製品は、電源コードの芯線が断線して異常発熱し、出火したものと推定されるが、焼損が著しく、確認できない部品があつたことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかつた。 | |

| No. | 管理番号 事故発生日/報告受理日 | 製品名 | 機種・型式 | 事業者名 | 事故内容 | 判断理由 | 備考 |
|-----|--|---------------------------|------------|----------------------------|---|--|----|
| 34 | A202300939 令和6年1月8日(神奈川県) 令和6年1月26日 | 電気温風機 | FE-08A1E | 松下精工株式会社 (現 パナソニック株式会社) | (火災) 当該製品を使用中、当該製品の電源コード部及び周辺を焼損する火災が発生した。 | ○当該製品は、背面の電源コード引出し部を中心とした台座部等を焼損し、溶融した台座の樹脂と電源コードが溶着した状態で脱落しており、樹脂製の電源スイッチのつまみ及び背面にある取っ手部が焼損していた。 ○電源コードは本体外側において、断線が認められ、当該断線部には溶融痕は認められなかつたが、その断線部より電源プラグ側のコード部で芯線が半断線しており、当該半断線箇所の芯線には溶融痕が認められた。 ○電源スイッチの電源側接片及び当該接片に接続された内部配線約30cmが脱落しており、内部配線には断線及び溶融痕が認められた。 ○電源コードの断線部から電源スイッチの内部配線の断線部までの側の片極配線及び電源コードの断線部から転倒時オフスイッチの電源側の接片部までの、もう片側の配線が確認できなかつた。 ○ヒーター、ファンモーター等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかつた。 ●当該製品は、焼損が著しく、確認できない部品があつたことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかつた。 | |
| 35 | A202300958 令和6年1月23日(神奈川県) 令和6年1月30日 | 太陽電池モジュール(太陽光発電システム用) | PVM-700200 | 株式会社日本産業 | (火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | ○当該製品は、23枚のうち8枚が焼損し、そのうち4枚が著しく焼損しており、太陽電池セルの焼失、脱落等が認められた。 ○焼損した端子ボックス4個は樹脂製外郭の一部が焼失及び溶融しており、周辺のケーブルは被覆が焼失し、芯線のより線の一部にほどけたような状態が認められたが、断線、溶融痕等の異常は認められなかつた。 ○当該製品の下に敷かれた防水シートにわら、木の実等が堆積するとともに、小動物がかじったような痕跡があり、焼損していない残存ケーブルには小動物の体毛が付着していたが、被覆をかじった痕跡は認められなかつた。 ○事故発生までの発電量及びパワーコンディショナのエラー情報に、異常な履歴は認められなかつた。 ●当該製品は、小動物がケーブルをかじったことにより露出した芯線が、フレーム等の金属部に接触し短絡して出火した可能性が考えられるが、焼損が著しく、残存するケーブル被覆部にかじった痕跡は確認できなかつたことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかつた。 | |
| 36 | A202300964 令和6年1月17日(神奈川県) 令和6年1月31日 | バッテリー(リチウムイオン、電動アシスト自転車用) | WDD-SH001 | 鑫三海株式会社 | (火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | ○当該製品は、樹脂製外郭が焼失していた。 ○当該製品内部のリチウムイオン電池セル20個はいずれも著しく焼損し、一部の電池セルの外装缶に変形、開裂が認められた。 ○当該製品の基板及びコネクターに出火の痕跡は認められなかつた。 ●当該製品は、内部のリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火したものと推定されるが、電池セルの焼損は著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかつた。 | |

| No. | 管理番号 事故発生日/報告受理日 | 製品名 | 機種・型式 | 事業者名 | 事故内容 | 判断理由 | 備考 |
|-----|---|----------------|-------------|-------------------|--|---|----|
| 37 | A202300969 令和6年1月8日(長野県) 令和6年2月1日 | 凍結防止用ヒーター(水道用) | ワークカスタムヒーター | 株式会社ワーク | (火災) 工場で当該製品を焼損する火災が発生した。 | ○当該製品は、ヒーターを必要な長さに切断し、電源コード部に接続した上で、ヒーター先端部等を絶縁処理して設置する製品である。 ○当該製品は、ヒーターと電源コード接続部を保護する絶縁用熱収縮チューブが焼損し、電源コード接続部は断線し、ヒーター及び内部のヒーターリード線は欠損していた。 ○サーモスタッフ、電源プラグ、電源コード等のその他の電気部品に焼損等の異常は認められなかった。 ○当該製品の施工者、施工時期、施工方法等の詳細は不明であった。 ●当該製品は、ヒーター部から出火したものと推定されるが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 | |
| 38 | A202300972 令和6年1月13日(神奈川県) 令和6年2月1日 | スピーカー(充電式) | JBL CLIP4 | ハーマンインターナショナル株式会社 | (火災) 当該製品を他社製のACアダプターに接続して充電中、異音がしたため確認すると、当該製品から発煙する火災が発生していた。 | ○当該製品は、リチウムポリマー電池セル1個を内蔵する充電式スピーカーであり、水深1mの水中に30分間水没させても内部に漏水しない防浸水性を有している。 ○使用者は毎日、シャワーを浴びる際に当該製品を浴室に持ち込んで、3段式の棚に置いて使用していた。 ○当該製品は外観上、樹脂製外郭の背面の一部に溶融による穴空きが認められ、溶融部から離れた位置で背面と側面の嵌合部の一部で隙間が認められた。 ○内蔵の電池セルは、内部の正極アルミ箔の大半及びセパレーターが焼失し、負極銅箔は残存していた。 ○当該製品内部のその他の電気部品、事故発生時に当該製品に接続されていた他社製ACアダプター及び純正USBケーブルに出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、内蔵のリチウムポリマー電池セルが異常発熱し、出火したものと推定されるが、事故発生以前の詳細な使用状況等が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 | |
| 39 | A202300981 令和6年1月16日(東京都) 令和6年2月5日 | エアコン | F283TX-C | ダイキン工業株式会社 | (火災) 当該製品をコンセントに接続していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | ○当該製品は電源プラグを壁コンセントに接続したまま数年使用していなかった。 ○当該製品の樹脂製外郭は全て焼失していた。 ○当該製品内部の電気部品は著しく焼損しており、電源基板、ファンモーター、スイングモーターは確認できなかった。 ○制御基板、表示基板及び受光基板は、一部の基材が残存していたが、炭化し原形をとどめていなかった。 ○端子台の接続端子付近の複数箇所で芯線が断線し、電源線の1か所に溶融痕が認められた。 ○電源コードは電源プラグ付近で断線し、断線部の周辺の被覆が焼失し、断線部に溶融痕が認められた。 ●当該製品の焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 | |

| No. | 管理番号 事故発生日/報告受理日 | 製品名 | 機種・型式 | 事業者名 | 事故内容 | 判断理由 | 備考 |
|-----|--|----------------------|-----------|--------------------------|---|--|----|
| 40 | A202300993 令和5年12月2日(東京都) 令和6年2月7日 | 電気毛布(敷毛布) | NA-023S | 株式会社なかぎし (現 桐山紡織株式会社) | (火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | <ul style="list-style-type: none"> ○事故発生日朝、桐たんすに立てかけてあったテーブルに当該製品を掛けていたところ、18時に帰宅した家族が当該製品の毛布部からの出火を確認した。 ○当該製品の毛布部は、複数箇所で焼損及び穴空きが認められ、焼損箇所のヒーター線及び感熱線が確認できなかった。 ○コントローラー部の樹脂製外郭に外観上の異常は認められなかったが、内部の制御基板に複数の割れ及び反りが生じ、電源ランプが点灯しない状態であり、温度ヒューズにつながる銅箔パターンが断線していた。 ○制御基板上の温度ヒューズは切れていなかった。 ○中継コード、電源コード、コネクタ一部及び電源プラグに焼損等の異常は認められなかった。 ○事故発生以前の当該製品の詳細な使用状況、保管状況等は不明であった。 ○事故発生時、当該製品のコントローラーは「弱」でオン状態であったが、電源プラグがコンセントに接続されていたか不明であった。 ●当該製品は、コントローラー部で温度ヒューズにつながる基板の銅箔パターンが断線したため、毛布部のヒーター線が異常発熱した際に温度ヒューズが切れずに通電が継続し、焼損した可能性が考えられるが、事故発生以前の詳細な使用状況及びヒーター線が異常発熱した原因が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 | |
| 41 | A202301004 令和6年1月30日(東京都) 令和6年2月9日 | 電気洗濯機 | AQW-GV80G | アクア株式会社 | (火災) 店舗で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | <ul style="list-style-type: none"> ○事故発生時、当該製品の電源は入れていなかったとの申出内容であった。 ○当該製品は、本体背面及び左側面の焼損が著しく、樹脂製外郭の上面板及び台座部が正面右側の一部を残して大半が溶融し、溶融した樹脂が本体下部に脱落していた。 ○洗濯槽の樹脂製外郭が溶融し、上部に位置する電源基板、表示基板及び周辺の内部配線が溶着していた。 ○電源コード及び電源プラグに出来た痕跡は認められなかった。 ○クラッチ・ブレーキ用トルクモーターが確認できなかったが、その他のモーター、基板、電気部品及び内部配線からの出火の痕跡は認められず、電流ヒューズは切れていなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出来た痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 | |
| 42 | A202301066 令和6年2月21日(茨城県) 令和6年3月1日 | 椅子(コンセント付ソファー、ベッド兼用) | AX-1738 | 株式会社アーバン通商 | (火災) 火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。 | <ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、1口USBポート及び2口コンセントを備えたコンセント部が設置されたソファーで、事故発生時、USBポート及び2口コンセントに負荷となる製品は接続されていなかった。 ○当該製品は全体的に焼損しており、コンセント部の真下の脚1本がほとんど焼失し、コンセント部が取り付けられた木枠は焼損していたが残存していた。 ○全長190cmの電源コードはコンセントの引出部に断線が認められたが溶融痕は認められず、電源プラグ側から150cmの箇所では断線及び溶融痕が認められた。 ○断線部間の約40cmのうち約10cm分は確認でき、断線部に溶融痕が認められたが、残り約30cm分は確認できなかった。 ○コンセント部及び電源プラグに出来た痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、電源コードが断線し出火したものと推定されるが、焼損が著しく、確認できない電源コード部があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 | |

| No. | 管理番号 事故発生日/報告受理日 | 製品名 | 機種・型式 | 事業者名 | 事故内容 | 判断理由 | 備考 |
|-----|---|------------------------|----------------------------|----------------------------|--|--|----|
| 43 | A202301074 令和6年2月14日(北海道) 令和6年3月4日 | 除雪機(歩行型) | 7RW | ヤマハモーター・パワープロダクツ株式会社 | (火災) 当該製品のエンジンを始動しようとしたところ、当該製品を焼損する火災が発生した。 | ○当該製品を約2時間半使用後に一旦エンジンを停止し、数分後再始動させるためにセルモーターを回したところ、エンジンは始動せず、「バチバチ」という異音とともに左側面クローラ上部付近から火花が出て、当該製品が燃え上がった。 ○当該製品は、事故発生以前、エンジンの始動が悪かったため、修理業者によってキャブレターの分解清掃等が行われていた。 ○事故発生以降に使用者が当該製品の修理を依頼したため、調査時には樹脂製カバー、燃料コック、エンジンヘッズ、燃料タンク、キャブレター、エアークリーナー等が修理業者によって取り外された状態であった。 ○当該製品は、左側面のキャブレター等を覆っている樹脂製カバーの一部が焼失、溶融しており、カバーの内側から焼損した痕跡が認められた。 ○キャブレターのチャンバー部を密閉するためのOリングを装着する溝の内部まで消火剤が入り込んで付着している箇所が認められ、事故発生時に密閉されていなかった可能性があった。 ○チャンバー部のOリングには、焼損や溝からはみ出している箇所が認められたものの、はみ出し部分には焼損が認められなかっことから、事故発生以降の修理時にキャブレターが分解され、組み直されたものと考えられた。 ●当該製品は、事故発生前の修理時に、キャブレターハーネスのチャンバーを密閉するOリングが正常に装着されず組み立てられたため、ガソリンが漏れて出火した可能性が考えられるが、事故発生後に修理業者が主要部品を取り外し、キャブレターに分解された痕跡が認められたことから、事故発生時の詳細な状態が確認できず、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 | |
| 44 | A202301101 令和5年1月26日(東京都) 令和6年3月12日 | 水素水生成器(飲料用) | G-WW-001 | 株式会社ガウラ | (火災) 当該製品を充電中、発煙したため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。 | ○当該製品は、メイン基板、保護回路基板、リチウムポリマー電池セル等の電気部品を内蔵した本体部に筒状のボトルを取付け後、ボトルに水を注ぎ、電気分解して水素ガスを発生させる水素水生成器である。 ○本体の樹脂製外郭が焼損し変形していたが、水を入れるボトルに破損及び水漏れは認められなかった。 ○本体に内蔵の電池セル2個は著しく焼損していた。 ○メイン基板及び保護回路基板は焼損していたが、基材の欠損、穴空きは認められず、メイン基板の一部に水あかの付着が認められた。 ○取扱説明書には、「ボトルを洗浄する際は、本体を取り外す。」、「USBポート、電源スイッチは完全防水ではない。水にぬれないよう注意する。」旨、記載されている。 ●当該製品は、内蔵のリチウムポリマー電池セルが異常発熱し、出火したものと推定されるが、焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 | |
| 45 | A202301108 令和6年3月3日(千葉県) 令和6年3月13日 | パワーコンディショナ(太陽光発電システム用) | SSI-TL40A2CS(長州産業株式会社ブランド) | 三洋電機株式会社 (長州産業株式会社ブランド) | (火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。 | ○当該製品は、脱衣所の壁に設置されていた。 ○メイン基板は太陽電池モジュールからの入力電圧の直流昇圧回路の出力側でのフィルムコンデンサー1個と電解コンデンサー5個のうち2個が焼損し、銅箔バターンが焼失して、基板に穴空きが生じていた。 ○焼損した2個の電解コンデンサー内部の電極体に出火の痕跡は認められなかっただが、焼損したフィルムコンデンサーは内部素子が焼失していた。 ○昇圧後の5個の電解コンデンサーのうち焼損していない残りの3個は、いずれも静電容量が著しく減少し、天面部の外装缶に膨張が認められた。 ○表示基板、制御基板、リアクター、電力変換モジュール、端子台等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかっただ。 ○当該製品は、事故発生の7か月前に当該製品から異音がしたため電源スイッチを切っており、以降は運転をしていなかったが、当該製品と太陽電池モジュール間のブレーカーは切っていなかった。 ○取扱説明書には、「システムを停止したい場合は運転／停止ボタンで運転を停止してから、接続箱内など全てのブレーカーを切る。」旨、記載されている。 ●当該製品は、直流昇圧回路の出力側に装着されたフィルムコンデンサーが異常発熱し、出火したものと推定されるが、焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 | |

| No. | 管理番号 事故発生日/報告受理日 | 製品名 | 機種・型式 | 事業者名 | 事故内容 | 判断理由 | 備考 |
|-----|--|------------------|------------|-----------|--|--|----|
| 46 | A20230117 令和5年8月9日(東京都) 令和6年3月14日 | ポータブル電源(リチウムイオン) | SGR-PPS500 | 株式会社イデアル | (火災) 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | ○当該製品を常時充電状態にしていたが、事故発生日の3日前に充電を停止し、事故発生日に再度充電を開始したところ、当該製品から出火した。 ○当該製品は、リチウムイオン電池セル60個を内蔵したバッテリーを使用したポータブル電源である。 ○当該製品は、確認できなかった。 ●当該製品は、内蔵のリチウムイオン電池セルから出火した可能性が考えられるが、当該製品の確認ができなかつたことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 | |
| 47 | A20230117 令和5年3月9日(神奈川県) 令和6年3月19日 | 加湿器(超音波式) | DKW-2040 | 株式会社ドウシシャ | (火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | ○事故発生時、火災警報器が鳴動して当該製品から出火していたとの申出内容であった。 ○当該製品の焼損は著しく、樹脂製外郭が溶融して原形をとどめていなかった。 ○操作基板、モーター等の確認できた電気部品及び内部配線に出火の痕跡は認められなかつたが、電源基板は確認できなかつた。 ○事故発生時、当該製品は電源プラグがコンセントに接続されていたが、使用状況及びタンクの水の残量については不明であった。 ●当該製品の内部から出火した可能性が考えられるが、焼損が著しく、確認できない部品があり、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 | |
| 48 | A20230113 令和5年4月3日(愛知県) 令和6年3月21日 | 容器(洗浄剤) | クリアシトラスの香り | ライオン株式会社 | (重傷1名) 浴室を清掃中、しゃがんだところ、当該製品に当たり、脛を負傷した。 | ○入浴後に裸のまま風呂の排水溝を掃除しようと、当該製品を浴室の床に置き、座っていた風呂用椅子から離れてしゃがみこんだところ、当該製品のトリガー後部の先端部分が左脛の皮膚と肉をえぐった。 ○当該製品は、廃棄されたため、確認できなかった。 ○同等品を調査した結果、トリガー後部の先端には半径約1mmの丸みがあり、幅は約5mmであった。 ●当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 | |

| No. | 管理番号 事故発生日/報告受理日 | 製品名 | 機種・型式 | 事業者名 | 事故内容 | 判断理由 | 備考 |
|-----|---|----------------|-------------------|---------------|---|---|----|
| 49 | A202301137 令和6年2月11日(大阪府) 令和6年3月21日 | リチウム電池内蔵充電器 | A1246012 | アンカー・ジャパン株式会社 | (火災) 当該製品を充電中、異臭及び異音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。 | ○当該製品は著しく焼損しており、基板、バッテリー、外郭樹脂等が分離した状態であった。 ○内蔵のリチウムイオン電池セルは外装が焼失し、焼損、膨張した電極体銅箔が露出しており、電極体も著しく焼損していた。 ○制御基板及び保護基板はいずれも、基板上の部品の多くが脱落していたが、基材に著しい焼け抜けは認められなかった。 ○当該製品と接続していたACアダプターの出力電圧に異常は認められなかった。 ●当該製品は、内蔵のリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火したものと推定されるが、事故発生以前の詳細な使用状況が不明であることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定に至らなかった。 | |
| 50 | A202301138 令和6年3月18日(千葉県) 令和6年3月21日 | バッテリー(リチウムイオン) | バッテリー・パワープラス36/75 | ケルヒヤージャパン株式会社 | (火災) 事務所で火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。 | ○当該製品は、同事業者製電気製品用の汎用バッテリーであり、事故発生以前は同事業者製の背負式掃除機に装着して使用していた。 ○当該製品は、事故発生前に充電ができなかつたため、外して確認したところ、ディスプレイに温度異常が表示されていた。 ○当該製品の樹脂製外郭は、背面及び天面を中心に大部分が焼損、溶融しており、内蔵するリチウムイオン電池セル及び制御基板が露出していた。 ○内蔵する電池セル30個のうち、29個がいずれも著しく焼損しており、多くの電池セルに、外装缶の変形及び穴空き、封口体の外れ、電極体の変形及び噴出等が認められた。 ○制御基板は、充電器等を接続するコネクター周辺の基材が焼失していたが、事故発生時、充電器等に接続はされていなかった。 ●当該製品は、内蔵のリチウムイオン電池セルが異常発熱し、出火したものと推定されるが、電池セルの焼損は著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 | |
| 51 | A202301143 令和6年3月2日(埼玉県) 令和6年3月22日 | 延長コード | T-K8A-2650 | エレコム株式会社 | (火災) 商業施設で当該製品に電気製品を接続して使用中、当該製品の電源コード部から出火する火災が発生した。 | ○当該製品は6口の延長コードであり、事故発生時は、ウォーターサーバー2台及びテーブルタップが接続されており、テーブルタップには更にウォーターサーバー2台及び使用中ではない充電器1個が接続されて、商業施設の共用廊下の床に置かれていた。 ○当該製品は、電源プラグ側のコードプロテクター部周辺が焼損しており、焼損部では電源コードの芯線の内側が両極とも半断線し、断線部に溶融痕が認められた。 ○電源プラグの栓刃に焼損、変形等の異常は認められず、電源コード及びタップも全体に汚れの付着が認められたが、著しい変形、損傷等の異常は認められなかった。 ●当該製品は、電源プラグ側のコードプロテクター部に外力が加わり、芯線間で短絡が発生し、焼損したものと考えられるが、事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 | |

| No. | 管理番号 事故発生日/報告受理日 | 製品名 | 機種・型式 | 事業者名 | 事故内容 | 判断理由 | 備考 |
|-----|--|----------------------------------|------------|--------------|---|--|----|
| 52 | A202301150 令和5年10月6日(神奈川県) 令和6年3月25日 | イヤホン(コードレス式、マイク付、リチウムイオンバッテリー内蔵) | なし | 株式会社パートナーズ | (火災) 当該製品を他社製の充電器に接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | ○当該製品は、充電用マイクロUSBコネクターを有する充電ケース及びコードレス式イヤホン2個で構成され、充電ケース及びイヤホンにはそれぞれリチウムイオン電池セルが内蔵されている。 ○当該製品は外観上、イヤホン2個が充電ケースに収納された状態で著しく焼損しており、充電ケースの樹脂製外郭は原形をとどめていなかった。 ○充電ケースに内蔵されている電池セルは著しく焼損しており、セパレーター及び正極アルミ箔が焼失し、負極銅箔に切れ及び欠損が認められた。 ○イヤホン2個はいずれも樹脂製外郭が焼失し、片方のイヤホンに内蔵されている電池セルが確認できなかった。 ○当該製品に接続されていた他社製ACアダプター及び事業者名、型式等が不明のUSBケーブルに出火の痕跡は認められなかつたが、他社製ACアダプターの詳細は確認できなかつた。 ●当該製品は、充電ケースに内蔵されているリチウムイオン電池セルが異常発熱して焼損したものと推定されるが、当該製品の焼損は著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかつた。 | |
| 53 | A202301156 令和6年3月14日(千葉県) 令和6年3月26日 | 電気式床暖房 | GF2-2520 | スリーエステクノ株式会社 | (火災) 当該製品を使用中、異臭がしたためブレーカーを落としたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災がした。 | ○当該製品のヒーターは、基材の不織布に導電性塗料を塗布した面状発熱体を樹脂製ラミネートフィルムで密閉し、絶縁された構造であった。 ○当該製品のヒーターの一部が焼失し、床の下地合板が炭化して一部に穴が空いていた。 ○当該製品のヒーター端部は、隣接する同事業者の類似型式品のヒーター端部との重ね合わせが認められ、重なり部分は下地合板の穴空き部分の位置であった。 ○同事業者の現行品による事故状況の再現試験では、ヒーターの重ね合わせにより、焼損するほどの温度上昇には至らなかつた。 ○使用者によると、当該製品は昨年から焼損部を含む床暖房が他の場所と比べて熱くなっていた、との申出内容であった。 ○当該製品は、製造から25年経過していた。 ○施工業者は廃業しており、施工時の損傷の有無等の詳細な施工状況について確認できなかつた。 ○施工説明書及び本体表示には、「重ね合わせは禁止である。」旨、記載されている。 ●当該製品は、ヒーター端部が、隣接部で重ね合わせて施工され、かつ施工時にラミネートフィルムを損傷等させてしまったことにより、使用に伴って損傷部が劣化した結果、隣接するヒーターと短絡して焼損した可能性が考えられるが、確認できたヒーターの焼損が著しく、詳細な施工状況が不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかつた。 | |
| 54 | A202301166 令和6年1月12日(千葉県) 令和6年3月29日 | 電子たばこ | X0015HWET7 | ベストバイ | (火災) 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | ○当該製品は、購入から8日目での初回充電中に異常発熱して出火したものであるが、事故発生以前の使用状況は不明であった。 ○当該製品は外観上、著しい焼損は認められなかつたが、本体の樹脂製外郭内側のリチウムイオン電池セル収納部周辺が著しく焼損していた。 ○電池セルは著しく焼損し、正極板及びセパレーターが焼失して、一部のアルミラミネートフィルム外装と負極板のみが残存していた。 ○制御基板は著しく焼損し、両面とも銅箔パターンが一部露出して電子部品が脱落する等していたが、基材に欠損、穴空きは認められなかつた。 ○加熱コイルに出火の痕跡は認められなかつた。 ○事故発生時に使用されていたACアダプターは確認できなかつた。 ●当該製品は、内蔵のリチウムイオン電池セルが異常発熱し、出火したものと推定されるが、電池セルの焼損は著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかつた。 | |

| No. | 管理番号 事故発生日/報告受理日 | 製品名 | 機種・型式 | 事業者名 | 事故内容 | 判断理由 | 備考 |
|-----|--|-------------|--------------|---------------|---|--|----|
| 55 | A202400002 令和6年2月25日(東京都) 令和6年4月1日 | リチウム電池内蔵充電器 | A1263011 | アンカー・ジャパン株式会社 | (火災) 当該製品を鞄に入れていたところ、火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。 | ○事故発生時、当該製品には何も接続していなかった。 ○当該製品の樹脂製外郭はほぼ焼失していた。 ○内蔵のリチウムイオン電池セル3個はいずれも外装フィルムが焼失して著しく焼損し、うち2個については内部の電極体の大半が焼失していた。 ○内部配線は確認できなかった。 ○基板に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、内蔵のリチウムイオン電池セルが異常発熱し、出火したものと推定されるが、電池セルの焼損は著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 | |
| 56 | A202400003 令和6年3月11日(大阪府) 令和6年4月1日 | リチウム電池内蔵充電器 | DE-C38-10000 | エレコム株式会社 | (火災) 鞄に入っていた当該製品から発煙及び異臭がしたため鞄を道路に投げたところ、当該製品を焼損する火災が発生した。 | ○満充電の当該製品に他の機器を接続しない状態で、鞄に収納して持ち運んでいた際に当該製品から発煙した。 ○当該製品の樹脂製外郭の一部が焼失し、内蔵のリチウムイオン電池セルの電極体と基板は焼損して、樹脂製外郭から飛び出していた。 ○電極体の焼損は著しく、正極アルミ箔は焼失していたが、残存した負極銅箔に溶融等の異常は認められなかつた。 ○基板の実装部品の一部は脱落していたが、基板に局所的な焼損は認められなかつた。 ●当該製品は、内蔵のリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火したものと推定されるが、電池セルの焼損は著しく、事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかつた。 | |
| 57 | A202400016 令和6年3月17日(大阪府) 令和6年4月4日 | 電動アシスト自転車 | TDA094Z | 株式会社プロト | (火災) 当該製品のバッテリーを他社製の充電器に接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | ○当該製品は、バッテリーが焼損しアルミ製外郭の一部が焼失しており、内部のリチウムイオン電池セルは著しく焼損して封口部と外装缶が開裂していた。 ○バッテリー内の制御基板、電池セル連結基板及び内部配線は焼損し、実装部品の脱落と銅箔パターンのはく離が認められたが、基材に局所的な焼損は認められなかつた。 ○使用者は当該製品及び付属の充電器を中古で知人から購入して使用していたが、付属充電器が購入直後から使用できなくなつたため、知人から他社製充電器を購入して使用していた。 ○他社製充電器の焼損は著しく、出力電圧等の仕様は確認できなかつた。 ○バッテリーは、事故発生以前から充電中に発熱していたとの申出内容であった。 ○取扱説明書には、「バッテリーを充電する際には必ず専用の充電器を使用する。充電中に異臭、発熱が発生した場合はただちに充電を取りやめる。取扱いをあやまると発火、破裂する場合がある。」旨、注意表示が記載されている。 ●当該製品は、バッテリーに内蔵のリチウムイオン電池セルから出火したものと推定されるが、バッテリーの焼損が著しく、事故発生以前の詳細な使用状況及び他社製充電器の仕様が不明なため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかつた。 | |

| No. | 管理番号 事故発生日/報告受理日 | 製品名 | 機種・型式 | 事業者名 | 事故内容 | 判断理由 | 備考 |
|-----|--|----------------------------|-------------------------------------|---------------------------------|---|---|----|
| 58 | A202400024 令和6年3月25日(埼玉県) 令和6年4月5日 | 電気ストーブ | OHQ-850MH | 株式会社オーム電機 | (火災) 当該製品及び周辺を 焼損する火災が発生 した。 | ○当該製品は著しく焼損し、樹脂部は焼失していた。 ○ロータリー式の電源スイッチは樹脂部が焼失しており、スイッチのつまみ位置は確認できなかったが、スイッチ接点部に出火の痕跡は認められなかった。 ○転倒時オフスイッチは焼損が著しく、接点部が確認できなかった。 ○石英管ヒーター及び電源コードに出火の痕跡は認められなかった。 ○コンセントタイマー、電源コード及び延長コードの接続箇所に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 | |
| 59 | A202400035 令和6年4月1日(滋賀県) 令和6年4月9日 | パワーコンディショナ(太陽光 発電システム用) | LP-P55LH-SDB (株式会社Looop ブランド) | 三洋電機株式会社 (株式会社Looop ブランド) | (火災) 当該製品から発煙す る火災が発生した。 | ○破裂音がしたため屋外に出て確認すると、当該製品から発煙していた。 ○当該製品は外観上、外郭金属に焼損等の異常は認められなかった。 ○製品内部のAC出力基板上のフィルムコンデンサーが焼損し、周辺にすすぐ付着していた。 ○その他の基板、電気部品等に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品背面の配線口にシーリング材が施されていなかった。 ○施工説明書には、「配線を行ったあと、シーリング材又はシール用パテで配線口部を適切な量でシールする。シールが不十分な場合、内部に雨水が浸入したり小動物が侵入したりして故障の原因になる。」旨、記載されている。 ○事故発生現場の周辺地域では、事故発生の一週間前に落雷の発生が確認されていた。 ●当該製品は、フィルムコンデンサーが異常発熱して焼損したものと推定されるが、フィルムコンデンサーの焼損が著しく、落雷及び施工による影響も考えられることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかつた。 | |
| 60 | A202400052 令和6年4月4日(東京都) 令和6年4月15日 | ヘアドライヤー | IB-RP7 | シャープ株式会社 | (火災、軽傷1名) 当該製品を使用中、 当該製品の電源コー ド部を焼損する火災 が発生し、1名が火傷 を負った。 | ○当該製品の本体及び電源プラグに焼損は認められなかった。 ○電源コードは本体側のプロテクター部の端部付近で片極の芯線が断線し、溶融痕が認められ、絶縁被覆が焼損していいた。 ○当該製品の使用状況及び保管状況は不明であったが、当該製品の電源コード焼損部以外に明らかなねじれや屈曲は認められなかった。 ●当該製品は、電源コードの本体側コードプロテクター付近で芯線が半断線状態となり、スパークが生じたことで出火したものと推定されるが、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかつた。 | |

| No. | 管理番号 事故発生日/報告受理日 | 製品名 | 機種・型式 | 事業者名 | 事故内容 | 判断理由 | 備考 |
|-----|---|-------------|-------------------|----------|--|--|----|
| 61 | A202400067 令和6年4月1日(京都府) 令和6年4月18日 | エアコン(室外機) | COH-ES259 | 株式会社コロナ | (火災) 事務所で異音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。 | ○当該製品は著しく焼損し、外郭、ファン、電装ボックス等の樹脂部は大部分が溶融していた。 ○制御基板の焼損は著しく、制御基板上の電解コンデンサー、ブリッジダイオードに出火の痕跡は認められなかったが、一部の部品が確認できなかった。 ○圧縮機、リアクトル、四方弁コイル、ファンモーター等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品は事故発生時には運転をしていなかった。 ●当該製品は、制御基板の焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 | |
| 62 | A202400075 令和6年3月30日(埼玉県) 令和6年4月22日 | リチウム電池内蔵充電器 | VH-S020A | 株式会社EDA | (火災) 当該製品を充電中、火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。 | ○当該製品は、樹脂製外郭が著しく焼損し、制御基板及び内蔵のリチウムイオン電池セルが露出していた。 ○電池セルは著しく焼損し、内部の電極体が湾曲して、残存していた負極銅箔には放射状のしわが認められた。 ○制御基板は、焼損していたが、基材に穴空き等の異常は認められなかった。 ○当該製品に接続していた他社製ACアダプター及び他社製USBケーブルに出火の痕跡は認められなかった。 ○事故発生前の当該製品の詳細な使用状況は不明であった。 ●当該製品は、内蔵のリチウムイオン電池セルが異常発熱し、出火したものと推定されるが、電池セルの焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 | |
| 63 | A202400098 令和6年4月12日(東京都) 令和6年5月1日 | 靴(スニーカー) | JAN:4550583544249 | 株式会社良品計画 | (重傷1名) 雨天時に当該製品を履いて歩行中、滑つて転倒し、左手を負傷した。 | ○雨天時に当該製品を履いて歩き慣れた歩道を歩行中、滑つて転倒した際に左手を負傷した。 ○当該製品は、ゴム製の表底の意匠に著しい摩耗、変形及び破損は認められなかったが、表底の左右のかかと側に摩耗が認められた。 ○JIS T 8106「安全靴・作業靴の耐滑試験方法」を準用して、当該製品及び同等品の湿潤状態(蒸留水)におけるステンレス板上での動摩擦係数を測定したところ、同等品は事業者の社内基準値を満たしていたが、当該製品は同基準値を満たしていないかった。 ○当該製品の表底のゴム硬度は、同等品と比較して大きな差異は認められなかった。 ○当該製品の表底を化学分析したところ、同等品と同じゴム材料が使用されていた。 ●当該製品は、事故発生以前の当該製品の状況及び使用環境等の詳細な状況が不明なため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 | |

| No. | 管理番号 事故発生日/報告受理日 | 製品名 | 機種・型式 | 事業者名 | 事故内容 | 判断理由 | 備考 |
|-----|---|-----------|--|--------------------------------------|---|--|----|
| 64 | A202400108 令和6年4月7日(埼玉県) 令和6年5月8日 | 電気洗濯乾燥機 | NA-LX129BL | パナソニック株式会社 | (火災) 当該製品を使用中、建物1棟を全焼、5棟を類焼する火災が発生した。 | ○当該製品は外観上、全体的に焼損しており、ドア等の樹脂製部品の焼失及び金属製外郭の焼損と全体的ななびが認められ、火災時の落下物によるものと推定される外郭上部及びドラムの変形が認められた。 ○内部は、樹脂製部品が焼損、溶融し、水槽の下部に堆積しており、上部に取り付けられていた圧縮機、ファンモーター等の電気部品が底部に落下していた。 ○圧縮機は、リード線端子接続部周辺に樹脂製ケースが一部残存しており、リード線が断線していたが溶融痕は認められなかった。 ○制御基板、ファンモーター、モーター、ヒーター等、確認できた電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○電源プラグ、操作パネル、水位センサー等の電気部品は確認できなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 | |
| 65 | A202400119 令和6年4月18日(大阪府) 令和6年5月10日 | 電動アシスト自転車 | X-2NEE738 | 株式会社エンドウ商事 | (火災) 当該製品のバッテリーを充電後、異音がしたため確認すると、当該製品のバッテリー及び周辺を焼損する火災が発生していた。 | ○当該製品のバッテリーは、樹脂製外郭が著しく焼損、溶融して穴が空いていた。 ○バッテリーに内蔵のリチウムイオン電池セル21個のうち、13個が焼損及び飛散して、封口体と外装缶の開裂、電極体の焼失が認められた。 ○外郭内に残存した電池セル8個のうち7個の電極体は著しく焼損していた。 ○充放電制御基板は電気部品と配線が脱落していたが、出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、バッテリー内蔵のリチウムイオン電池セルから出火したものと推定されるが、バッテリーの焼損は著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 | |
| 66 | A202400124 令和6年4月20日(東京都) 令和6年5月14日 | ルーター(充電式) | NAD36MWU又は NAD36MGU(KDDI 株式会社auブランド) | NECプラットフォームズ株式会社(KDDI 株式会社auブランド) | (火災) 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | ○当該製品は専用の充電台及び事業者名、型式等が不明のUSBケーブルに常時接続されていた。 ○当該製品は著しく焼損しており、原形をとどめていなかった。 ○バッテリー内部のリチウムイオン電池セルは著しく焼損しており、セパレーター及び正極アルミ箔が焼失し、負極銅箔の一部が欠損していた。 ○事故発生時に接続されていた当該製品専用の充電台は著しく焼損していた。 ○当該製品内部の基板及び事故発生時に接続されていたUSBケーブルに出火の痕跡は認められなかった。 ○事故発生場所には、当該製品の他に複数の電気製品があったとのことであるが、事業者名・型式及び焼損状況を含めた詳細は確認できなかった。 ●当該製品は、バッテリー内部のリチウムイオン電池セルが異常発熱し、出火した可能性が考えられるが、電池セルの焼損は著しく、外部からの延焼により焼損した可能性も考えられることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 | |

| No. | 管理番号 事故発生日/報告受理日 | 製品名 | 機種・型式 | 事業者名 | 事故内容 | 判断理由 | 備考 |
|-----|---|-------------------------|----------------------|--|---|---|----|
| 67 | A202400138 令和6年5月6日(神奈川県) 令和6年5月17日 | バッテリー(リチウムイオン、デジタルカメラ用) | DMW-BLH7 | パナソニック株式会社(現 パナソニックエンターテインメント&コミュニケーション株式会社) | (火災) 当該製品を充電中、発煙したためACアダプターを抜いたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | ○当該製品は10年前に購入し、最後に充電したのは約2年前であり、直近の約1年間は使用されていなかった。 ○当該製品の樹脂製外郭は焼失し、内蔵の基板は確認できなかった。 ○内蔵のリチウムイオン電池セル2個はどちらも膨張し、ガス排出弁が作動していた他、1個の電池セルは外装アルミケースが一部開裂していた。 ○電池セル2個はどちらも電極体が変形しており、そのうち1個の電池セルは電極体が固着しており展開できず、もう1個の電池セルは展開できたが正極アルミ箔がほぼ焼失していた。 ○当該製品の専用充電器は焼損しておらず、同等品を充電したところ、正常に動作した。 ●当該製品は、内蔵のリチウムイオン電池セルが異常発熱し、出火したものと推定されるが、電池セルの焼損が著しく、確認できない部品があることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 | |
| 68 | A202400151 令和6年1月22日(東京都) 令和6年5月22日 | 加湿器(超音波式) | なし(日本マクドナルド株式会社ブランド) | 株式会社サニーサイドアップ(日本マクドナルド株式会社ブランド) | (火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | ○当該製品に付属のUSBケーブルを接続して、ソファー上で使用していたところ、当該製品本体のUSBコネクター部及び付属のUSBケーブルのコネクター部が溶融する火災が発生した。 ○当該製品は外観上、背面にあるUSBコネクター部周辺の樹脂製外郭が溶融して、穴空きが生じていた。 ○当該製品内部の電気部品に焼損は認められなかった。 ○付属のUSBケーブルは、当該製品と接続されていたUSB Type-Cコネクター部の樹脂製外郭が著しく焼損し、内部は電源ピンが曲がった状態で焼損していたが、電源ピンがなんだ付けされていた基板は確認できなかった。 ○事故発生以前に当該製品を3回使用したが、動作に異常は認められず、衝撃を加えたこともないとの使用者からの申出内容であった。 ●当該製品は、付属のUSBケーブルのUSBコネクター部で異常発熱が生じて焼損したものと推定されるが、当該箇所の焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 | |
| 69 | A202400152 令和6年4月28日(東京都) 令和6年5月22日 | USBケーブル | A1480 | Apple Japan合同会社 | (火災) 当該製品を使用して携帯電話機(スマートフォン)を充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。 | ○当該製品に外観上の溶融、焼損は認められなかった。 ○端末側コネクターのコードプロテクター先端付近のケーブルにすすぐ付着し、コネクター本体の外郭樹脂両面にひび割れが認められた。 ○コネクター内部の状態は確認できなかった。 ○端末側接続端子部に異常発熱の痕跡は認められず、ケーブルにも外観上の断線、損傷は認められなかった。 ○取扱説明書には、「損傷したケーブルを使用すると火災等のおそれがあるため、使用を中止する。」旨、記載されている。 ●当該製品は、端末側コネクター本体にひび割れが認められたことから、使用時の外力により電源線が短絡し、発煙した可能性が考えられるが、事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 | |

| No. | 管理番号 事故発生日/報告受理日 | 製品名 | 機種・型式 | 事業者名 | 事故内容 | 判断理由 | 備考 |
|-----|---|------------------|----------|---------------------------------------|--|--|----|
| 70 | A202400170 令和6年5月17日(東京都) 令和6年5月27日 | IH調理器 | HT-20HB | 株式会社日立ホームテック(現 日立グローバルライフリューションズ株式会社) | (火災)当該製品で鍋に入れた油を加熱中、異音がしたため確認すると、鍋の油から出火する火災が発生していた。 | ○揚げ物をするため市販の鍋に食用油を5cm程度入れ、当該製品の揚げ物モードで温度を170°Cに設定して調理を開始した後、「ボッ」と音がしたので鍋を確認すると、鍋から5cm程の炎が立ち上がっていた。 ○当該製品及び使用した鍋は、確認できなかった。 ○取扱説明書には、「揚げ物調理の際には別売りの専用天ぷら鍋以外は絶対に使用しない。火災の原因になる。」旨、記載されている。 ●当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 | |
| 71 | A202400186 令和6年4月29日(千葉県) 令和6年5月31日 | 電気掃除機(充電式、ステイク型) | DC35 | ダイソン株式会社 | (火災)当該製品を使用中、当該製品から発煙する火災が発生した。 | ○当該製品の電源をオンにしたところ、約20秒後に本体の排気口から白煙が生じた。 ○使用者は当該製品にインターネット通販で購入した非純正バッテリーを装着していた。 ○当該製品は外観上、焼損は認められず、本体にあるバッテリーへの接続端子にも焼損は認められなかった。 ○モーター制御基板が焼損し、モーター駆動回路の4個あるトランジスターのうち2個が著しく焼損していたが、基材に欠損は認められなかった。 ○モーター、内部配線等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品に装着されていた非純正バッテリーに出火の痕跡は認められなかった。 ○非純正バッテリーは、充放電制御や保護回路等の詳細な仕様は不明であった。 ○取扱説明書には、「交換できるバッテリーは自社製の交換用バッテリーのみである。それ以外のバッテリーを使うと、火災あるいは爆発の危険がある。」旨、記載されている。 ●当該製品は、モーター制御基板上のトランジスターの不具合により、トランジスターが異常発熱し、焼損したものと推定されるが、トランジスターの不具合が当該製品に装着されていた非純正バッテリーの影響による可能性も考えられることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 | |
| 72 | A202400210 令和6年5月27日(東京都) 令和6年6月7日 | 電気湯沸器 | NC-EJ301 | パナソニック株式会社 | (火災)当該製品をコンセントに接続したところ、当該製品の電源プラグを焼損する火災が発生した。 | ○当該製品の電源プラグをコンセントに接続したところ、電源プラグ本体の樹脂が溶融し、栓刃がコンセントの右側刃受け穴に残ったままになった。 ○当該製品及び事故発生以前の詳細な使用状況は確認できなかった。 ○取扱説明書には、電源コード及び電源プラグの取扱いに関する注意表示が記載されていた。 ●当該製品の確認ができず、事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 | |

| No. | 管理番号 事故発生日/報告受理日 | 製品名 | 機種・型式 | 事業者名 | 事故内容 | 判断理由 | 備考 |
|-----|--|-------------------|-------------|---------------|---|--|----|
| 73 | A202400222 令和6年5月12日(神奈川県) 令和6年6月11日 | ヘアドライヤー | TD121 | テスコム電機株式会社 | (火災、軽傷1名) 当該製品を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。 | ○使用者が当該製品で髪の毛を乾かしていたところ、当該製品の電源コードから出火した。 ○当該製品は、確認できなかった。 ●当該製品の確認ができず、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 | |
| 74 | A202400223 令和6年5月21日(東京都) 令和6年6月11日 | リチウム電池内蔵充電器 | CHE-112(推定) | ティ・アール・エイ株式会社 | (火災) 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | ○当該製品の焼損は著しく、樹脂製外郭は確認できなかった。 ○内蔵のリチウムポリマー電池セルは著しく焼損していた。 ○制御基板に出火の痕跡は認められなかった。 ○事故発生以前の当該製品の詳細な使用状況は不明であった。 ●当該製品は、内蔵のリチウムポリマー電池セルが異常発熱して出火したものと推定されるが、電池セルの焼損は著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 | |
| 75 | A202400235 令和5年6月13日(東京都) 令和6年6月17日 | 電気掃除機(充電式、ステイック型) | JK1168-W | OLF合同会社 | (火災) 当該製品を充電中、異音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。 | ○当該製品は外観上、樹脂製外郭の一部が溶融して、穴空きが生じていた。 ○内蔵されているリチウムイオン電池セルは内部の電極体が著しく焼損して炭化していた。 ○内蔵の基板に出火の痕跡は認められなかった。 ○事故発生以前の当該製品の詳細な使用状況は不明であった。 ●当該製品は、内蔵のリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火したものと推定されるが、電池セルの焼損は著しく、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 | |

| No. | 管理番号 事故発生日/報告受理日 | 製品名 | 機種・型式 | 事業者名 | 事故内容 | 判断理由 | 備考 |
|-----|---|--------------|--|-----------------------------------|---|--|----|
| 76 | A202400256 令和6年6月9日(神奈川県) 令和6年6月20日 | 延長コード | T5317E11(サンワ サプライ株式会社 ブランド:型式TAP- MG37FN) | 大和電器株式会社 (サンワサプライ株式 会社ブランド) | (火災) 店舗で当該製品に電 気製品を接続してい たところ、異音がした ため確認すると、当該 製品を焼損する火災 が発生していた。 | <ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の7口あるタップの差込口のうち1口にすずが付着していたが、樹脂製外郭に焼損、変形等の異常は認められなかった。 ○電源プラグの栓刃の片側が変形していたが、電源プラグの樹脂製外郭に焼損は認められなかった。 ○各差込口に異極間の絶縁破壊は認められず、各差込口と電源プラグの通電状態にも異常は認められなかった。 ○当該製品のタップ内部の雷サージ等の対策用部品であるバリスターは焼損しており、素子に貫通穴が認められた。 ●当該製品は、タップ内部のバリスターが短絡して出火したものと推定されるが、事故発生以前の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 | |
| 77 | A202400262 令和6年6月10日(東京都) 令和6年6月24日 | 照明器具 | OD058002 | オーデリック株式会 社 | (火災) 当該製品を使用中、 異音とともに発煙が 生じる火災が発生し、 当該製品が焼損し た。 | <ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、天井に埋め込んで取り付ける白熱灯ダウンライトである。 ○当該製品の近傍には、断熱材があった。 ○取扱説明書には、「住宅の断熱施工天井には使用できない。」旨、記載されている。 ○当該製品は、確認できなかった。 ●当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 | |
| 78 | A202400357 令和6年7月11日(東京都) 令和6年7月18日 | ネッククーラー(充電式) | TKNNC22 | サンコー株式会社 | (火災) 当該製品及び周辺を 焼損する火災が発生 した。 | <ul style="list-style-type: none"> ○使用者が不在時に居室を焼損する火災が発生し、何も接続されていない状態の当該製品及び事業者名、型式等不明のLEDランタンが火災の中心部から発見された。 ○当該製品の樹脂製部材は全て焼失していた。 ○内蔵されているリチウムイオン電池セルは封口体が外れ、内部の電極体が著しく焼損しており、一部が欠損してい た。 ○基板に出火の痕跡は認められなかった。 ○LEDランタンは焼損状況も含めた詳細が確認できなかった。 ●当該製品は、内蔵のリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火した可能性が考えられるが、当該製品の焼損 は著しく、外部からの延焼により焼損した可能性も考えられることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 | |

| No. | 管理番号 事故発生日/報告受理日 | 製品名 | 機種・型式 | 事業者名 | 事故内容 | 判断理由 | 備考 |
|-----|---|------------|-------------|-----------------|---|--|----|
| 79 | A202400401 令和6年6月14日(東京都) 令和6年7月29日 | 携帯型音楽プレーヤー | A1236 | Apple Japan合同会社 | (火災) 当該製品をノートパソコンに接続して充電中、当該製品から発煙する火災が発生した。 | ○当該製品は外観上、金属製外郭操作ボタンの背面にへこみが認められたが、その他に異常は認められなかった。 ○内蔵されているリチウムポリマー電池セルは、外装フィルムが残存し、原形をとどめていたが、内部の電極体は著しく焼損していた。 ○基板に焼損等の異常は認められなかった。 ○当該製品は使用者が事故発生の10年前に友人から譲渡されて中古品として入手したものであり、入手前の使用状況については確認できなかった。 ●当該製品は、内蔵されているリチウムポリマー電池セルが異常発熱し、発煙したものと推定されるが、電池セルの焼損は著しく、事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 | |
| 80 | A202400476 令和6年8月5日(東京都) 令和6年8月16日 | ACアダプター | ML-PDUS2P20 | 株式会社磁気研究所 | (火災) 飲食店で当該製品を焼損する火災が発生した。 | ○当該製品の使用状況及び事故発生時の情報は得られなかった。 ○当該製品は、確認できなかった。 ●当該製品の確認ができず、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 | |